

## TOPICS 01

## 65歳以上のみなさんへ 楽しみながら健康づくりをしませんか？

## ●教室への参加者を募集します！

市内にお住まいの65歳以上の方を対象とした健康づくり教室が7月から始まります。ひとりひとりの状態に合わせて専門のスタッフが指導します。健康・交流・生きがいのためなどどんな目的の方も参加できますので、お気軽にお申し込みください！

【申込期限】6月11日(金)

～ 日常生活の改善に!いきいきとした毎日を送るために! ～

- 膝痛や腰痛を予防してスポーツを楽しみたい
- 体重を減らしたい
- 話し相手や友人をたくさんつくりたい
- プールで楽しく運動したい
- 体力をつけて孫とたくさん遊びたい
- お口の手入れをして食事を楽しみたい
- 頭の体操をして物忘れをなくしたい など

ワクワク  
水中運動教室

7～9月  
参加は無料です。

平川市スポーツ協会講師による水中運動や栄養指導を実施します。膝や腰の痛みが気になる方にもおすすめです。3か月で12回のプログラムです。



- 対象 65歳以上の方
- 定員 各コース10人程度(先着順)
- 場所 平賀屋内温水プール
- 日時 ①毎週火曜日12:00～13:00  
②毎週土曜日12:00～13:00

## 短期型複合プログラム

7～10月  
参加は無料です。  
希望者には送迎が付きます。

4か月で15回のプログラムを実施し、生活習慣や体質の改善を図ります。体操やレクリエーション、専門家による栄養・口腔改善指導を行います。

## ●対象

①要介護認定を受けていない方、②「事業対象者」の保険証をお持ちの方、③要支援1・2の要介護認定を受けている方

※要介護認定を受けていない方は、参加申し込み後に基本チェックリストによる判定を実施し、対象となった場合に参加することができます。

## ●定員 各教室10人程度(先着順)

◇緑青園 毎週水曜日 14:00～16:00

◇尾上総合支所 毎週月曜日 13:30～15:30

◇碓ヶ関地域福祉センター 毎週木曜日 13:30～15:30

【申込み・問合せ】 高齢介護課 地域包括支援係 ☎44-1111(内線1170)

## TOPICS 02

## 高齢者などの肺炎球菌予防接種

費用の一部を助成します

令和3年度の助成対象と見込まれる方へお知らせをお送りしています。万が一、通知が届いていない方でも①、②のいずれかに該当する方は助成の対象となります。※任意接種を受けられた方の把握ができないため、既に接種を受けていてもお知らせが届く場合があります。予めご了承ください。

## ①次の生年月日の方

65歳	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれ	85歳	昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれ
70歳	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ	90歳	昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれ
75歳	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ	95歳	大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれ
80歳	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ	100歳	大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれ

②満60歳から満64歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害があり、身体障害者手帳をお持ちの方で、今まで肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがない方

※過去に肺炎球菌ワクチン(23価)の接種を受けている方は助成の対象外となります。

▶対象期間 令和4年3月31日(木)まで

▶申込方法・助成額

(1) 接種を希望する医療機関に直接ご予約のうえ、予約日に健康保険証を持参し、接種を受けてください。市が契約している医療機関の窓口では接種費用から5,000円を差し引いた額をお支払いいただきます。生活保護受給中の方は接種料金が無料です。契約していない医療機関での接種を希望する場合はお問い合わせください。

また、予防接種の対象となる方のうち、②に該当する方は、身体障害者手帳も併せて持参してください。

※市が契約している医療機関については、同封のチラシまたは市ホームページをご確認ください。

(2) 市から郵送される予診票を医療機関窓口提出してください。



【問合せ】 子育て健康課 母子保健係 ☎44-1111(内線1143)

## TOPICS 03

## 平川市すこやか住宅支援補助金

移住者、子育て世帯、新婚世帯の  
住宅新築・購入を支援します！

定住の促進と人口増加を図るため、移住者・子育て世帯・新婚世帯に対し、住宅を新築または購入する場合にかかる経費の一部を補助します。

## 補助対象者

申請時点で、①～⑤のいずれかと、次の必須条件を満たす方が対象です。

- ① 5年以上平川市に住民登録がなく移住する予定の方
- ② 5年以上平川市に住民登録がなく移住し、転入後2年以内の方
- ③ 中学生以下の子どもまたは妊婦がいる世帯
- ④ 婚姻日から2年以内の新婚の世帯
- ⑤ 住宅新築・購入後の実績報告時までには婚姻し夫婦となることが見込まれる方がいる世帯

## ＜必須条件＞

- ・市税などを滞納していない方（同居する方をむ。転入予定の方は、申請時に住民登録している市町村の市町村民税などを滞納していない方）
- ・取得する住宅がある地区の町会に加入している、もしくは実績報告時までには加入する方

## 補助対象住宅

平川市内にあり、申請する方が所有し居住する住宅（新築住宅・建売住宅・中古住宅）

## ＜必須条件＞

- ・住宅の延べ床面積75㎡以上
- ・店舗併用住宅は住宅部分の延べ床面積が2分の1以上
- ・【新築の場合】→工事開始前
- ・【購入の場合】→売買契約前に申請してください。

※個人から中古住宅を購入する予定の方は事前にご相談ください。

## 補助金額

補助金の額は、次の表に定める額または補助対象経費の10分の1に相当する額（1,000円未満切捨て）のいずれか低い額となります。

対象者 区分	移住者				市内の子育て・新婚世帯
	県外		県内（市外）		
	子育て・新婚世帯	子育て・新婚世帯以外	子育て・新婚世帯	子育て・新婚世帯以外	
市内業者	100万円	60万円	60万円	30万円	30万円
市内業者以外	80万円	40万円	40万円	20万円	20万円

※市内業者とは、平川市内に本社、本店、支店、営業所などを置く建築・不動産業者です。  
※土地購入、外構工事、家具・電化製品の購入などに要する費用は、補助対象外となります。  
※住宅の所有者が複数いる場合、補助金額が変わる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

[問合せ] 企画財政課 企画調整係 ☎44-1111（内線1434）

## TOPICS 04

## 弘前圏域空き家・空き地バンク

その空き家や空き地、  
買いたい人がいるかもしれません

空き家や空き地があるけど、自分ではどうしていいかわからず、困っていませんか？「弘前圏域空き家・空き地バンク」をぜひご活用ください！

## 弘前圏域空き家・空き地バンクとは？

空き家・空き地を「売りたい、貸したい方（所有者）」の物件を、「買いたい、借りたい方（利用希望者）」に紹介する制度です。

弘前圏域定住自立圏（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村）における取組として、空き家・空き地の利活用と不動産の流動化を図ることを目的に実施しています。

※令和2年度では市内の2件の空き家が売買されました。

／まずは話だけ聞いてみたいという方もお気軽にご相談ください！／

## ●どこで見れるの？

登録された空き家・空き地は、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会のホームページに掲載され、物件を探す方々が簡単にアクセスできるようになっています。

【URL】<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/akiyabank-8/about.html>

## ●誰が運営してるの？

バンクは、圏域自治体と不動産団体、金融機関による「弘前圏域空き家・空き地バンク協議会」で運営されます。

## ●お得な情報！

バンクに市内の物件を登録した方にはQUOカード（クオカード）3,000円分をプレゼントしています。

## 空家リフォーム支援補助金

市では、空き家の利活用を促進するため、リフォーム工事を行う場合にかかる経費の一部を補助します。なお、必ず工事開始前までに申請してください。

- 補助対象者 ①バンクを通じて空き家を取得し、その所在地に住所を定める方  
②バンクを通じて空き家を取得し、その所在地に住所を定める予定の方

■対象となる工事 30万円以上のリフォーム工事 ■補助金の額 対象経費の2分の1（上限30万円）



[問合せ] 企画財政課 企画調整係 ☎44-1111（内線1434）

## TOPICS 05

## 軽自動車税（種別割）の減免について

身体障がい者などのために使用する自動車で、一定の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税（種別割）が減免されます。以下の対象となる手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために軽自動車を使用している方はお問い合わせください。

対象となる手帳 | ①身体障害者手帳 ②療育（愛護）手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 ④戦傷病者手帳

受付  
期間

5月6日(木)～5月24日(月)  
(土・日曜日、祝日を除く)

申請  
窓口

▷税務課 住民税係 ▷尾上総合支所市民生活課 総務係  
▷碓ヶ関総合支所市民生活課 総務係 ▷葛川支所

※期間を過ぎると、令和3年度の減免を受けることができなくなります。

## 一般の軽自動車などの場合

◆対象車両／障がい者本人または障がい者の方と生計を同じくする方が所有する軽自動車のうち1台

◆持ち物／①納税義務者の個人番号（マイナンバー）確認書類、本人確認書類 ②印鑑 ③運転する方の運転免許証 ④車検証 ⑤軽自動車税（種別割）納税通知書 ⑥対象となる手帳 ⑦減免申請書（★1）

※障がい者の方と運転される方が別居している場合は、生計同一証明書または常時介護証明書（福祉課障がい支援係で発行）が必要となります。

★1…減免申請書は申請窓口または市ホームページで入手できます。

## 特殊用途の軽自動車などの場合

◆対象車両／車体の構造や装置が、障がい者利用のために特殊な仕様となっている軽自動車。

◆持ち物／①納税義務者の個人番号確認書類、本人確認書類（法人の場合は法人番号確認書類） ②印鑑 ③車検証（「車いす移動車」などの構造について記載があるもの。記載がない場合は、車両の構造が確認できる書類、写真などをご用意ください） ④軽自動車税（種別割）納税通知書 ⑤減免申請書（★1）

注意  
事項

- ①減免を受けるための申請は、毎年必要となります。また、申請を受けられるのは、障がい者1人につき1台に限ります。
- ②普通自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税（種別割）の減免は受けられませんのでご注意ください。
- ③既に納付された軽自動車税（種別割）については減免を受けられませんのでご注意ください。  
(納税組合などに加入されている方は4月23日(金)までに税務課住民税係へ減免を受けたい旨をお伝えください。)
- ④令和3年4月2日以降に手帳の交付を受けている場合は、翌年度より減免対象となります。
- ⑤申請を受付した場合でも、減免基準に合致しないことが判明した場合は減免が受けられません。
- ⑥減免申請の結果は後日通知します。



[問合せ] 税務課 住民税係 ☎44-1111 (内線1241)

## TOPICS 06

犬・ねこを飼っている  
皆さまへ

## 今一度飼育マナーについて確認してみましょう

犬やねこを飼う際は次のことを守り近所迷惑にならない飼育を心がけるとともに、愛情と責任を持ち、最後まで面倒を見ましょう。

## 犬の散歩マナー

犬の散歩をする時は、周囲の人に迷惑をかけることが大切です。犬と散歩する際には、次のことに気をつけ、飼い主としての責任を持ちましょう。



- 散歩する際は、袋、紙、シャベル、水の入ったペットボトルなどを持ち歩きましょう。
- 散歩中にしたふんは、放置せず、必ず家へ持ち帰り始末しましょう。
- 他人の家の塀や門におしっこをさせないようにしましょう。おしっこをしてしまった場合は必ず洗い流しましょう。
- 散歩時の引き綱（リード）は犬を制御できる人が引き、通行人に迷惑がかからない長さにしましょう。
- 引き綱（リード）につながないで散歩することは、絶対に止めましょう。

## ねこの飼い方マナー

## ●屋内で飼いましょう

ねこは屋内で飼い、迷子札（飼い主の名前や連絡先を記入した首輪）を付けましょう。屋内で飼うことで、ケガや事故、病気の感染からねこを守ることができます。また、ふん尿やいたずらによるご近所とのトラブルも未然に防げます。



## ●避妊・去勢手術をしましょう

ねこは一度にたくさんの子ねこを生まります。繁殖を望まない場合は、避妊・去勢手術をしましょう。

## ●責任を持って行動しましょう

- ・近所迷惑になる野良ねこへの餌やりはやめましょう。
- ・野良ねこが敷地に住みつかないようにしましょう。



[問合せ] 市民課 環境衛生係 ☎44-1111 (内線1226)



## TOPICS 07

## 春の狂犬病予防注射日程表

年に1回必ず予防接種をしましょう

狂犬病予防法により、生後91日以降の犬を飼う時は生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。今年度は次の日程で予防注射を実施します。なお、決められた日時に都合のつかない場合は、他の地区でも実施できます。

※動物病院で予防注射をした場合は市民課窓口で注射済票交付申請をする必要がありません。申請する際は注射済証と交付手数料550円が必要となります。



平賀地域				尾上地域			
5月18日(火)	本町	旧老人福祉センター	8:40~8:55	5月21日(金)	日沼	日沼コミュニティ施設	8:45~8:55
	平成町	平成町コミュニティセンター	9:00~9:10		蒲田	蒲田交流センター	9:00~9:10
	町居	つつみの家	9:15~9:30		新山	新山ふれあいセンター	9:15~9:25
	平田森	平田森多目的集会所	9:40~9:50		八幡崎	八幡崎地区農業研修センター	9:30~9:40
	荒田	荒田農業研修センター	10:00~10:10		西野曾江	西野曾江一本松付近	9:45~9:50
	小和森	小和森多目的研修集会所施設	10:15~10:30		長田	長田地区担い手センター	9:55~10:05
	杉館	杉館集会所施設	10:40~10:50		中佐渡	中佐渡集落会館	10:10~10:20
	松館	松館農業研修センター	11:00~11:10		猿賀	さるか交流館	10:25~10:40
	館山・松崎	館山松崎交流センター	11:15~11:30		みなみの	みなみの地区公園	10:45~10:55
	光城	文化センター第1駐車場	13:00~13:15		尾上・南田	尾上南田会館	11:00~11:15
	石郷	石郷集会所	13:25~13:35		新屋町	新屋町会館	11:20~11:35
	原田	原田農業研修センター	13:40~13:50		金屋	金屋地区多目的研修施設	13:00~13:15
	吹上・高畑	向陽多目的研修集会所施設	13:55~14:05		南田中	南田中ふれあいセンター	13:20~13:35
	沖館	鳥海会館	14:15~14:30		李平	李平町会センター	13:40~13:50
5月19日(水)	藤野・南田町	平賀体育館入口	8:40~8:50	高木	高木会館	13:55~14:10	
	向野	向野町会集会所	8:55~9:00	碓ヶ関地域			
	新館	新館集落センター	9:05~9:20	古懸	古懸地区公民館	13:00~13:10	
	唐竹	唐竹多目的集会所	9:30~9:50	久吉	久吉地区集会所	13:30~13:35	
	広船	広船地区構造改善センター	10:00~10:15	船岡	旧船岡集会所	13:40~13:45	
	尾崎	尾崎多目的研修集会所施設	10:25~10:45	湯ノ沢	旧碓ヶ関所裏駐車場	13:50~13:55	
	松野(尾崎)	松野地区集会所	10:55~11:00	全域	碓ヶ関総合支所	14:15~14:30	
	新屋	新屋多目的集会所	11:05~11:20	市内全域			
	大木平	大木平集会所	13:00~13:05	碓ヶ関地域	碓ヶ関総合支所	9:30~10:00	
	井戸沢	井戸沢集会所	13:20~13:25	尾上地域	尾上総合支所	10:45~11:30	
5月20日(木)	一本木	一本木コミュニティセンター	13:30~13:35	平賀地域	平川市役所本庁舎	13:00~14:00	
	葛川	葛川支所入口(国道側)	13:45~13:55	料金			
	小国	小国コミュニティセンター	14:05~14:10	予防注射のみの場合 1頭 3,300円			
	柏木町	柏木町コミュニティセンター	8:40~8:55	(内訳:注射料金 2,750円+注射済票交付手数料 550円)			
	本町	本町コミュニティセンター	9:00~9:15	・未登録の場合は登録料1頭3,000円が別途必要となります。			
	大光寺	大光寺コミュニティセンター	9:20~9:35	(合計6,300円)			
	大光寺	六羽川沿い団地公園	9:40~9:45	持ち物/注意事項			
	苗生松	苗生松多目的集会所	9:55~10:05	送付されたハガキをご持参ください。			
	館田	館田地区農業推進拠点施設	10:10~10:20	※未登録犬の場合は、ハガキが送付されませんのでそのままお越しください。			
	小杉・石畑	三町会農業研修センター	10:25~10:35	※飼い犬が死亡されている場合は電話などでお知らせください。			
四ツ屋	四ツ屋集会所	10:40~10:45	※新型コロナウイルス感染症対策のため、必ずマスクを着用してお越しください。				
大坊	大坊コミュニティセンター	10:50~11:05					
岩館	岩館地区構造改善センター	11:10~11:20					

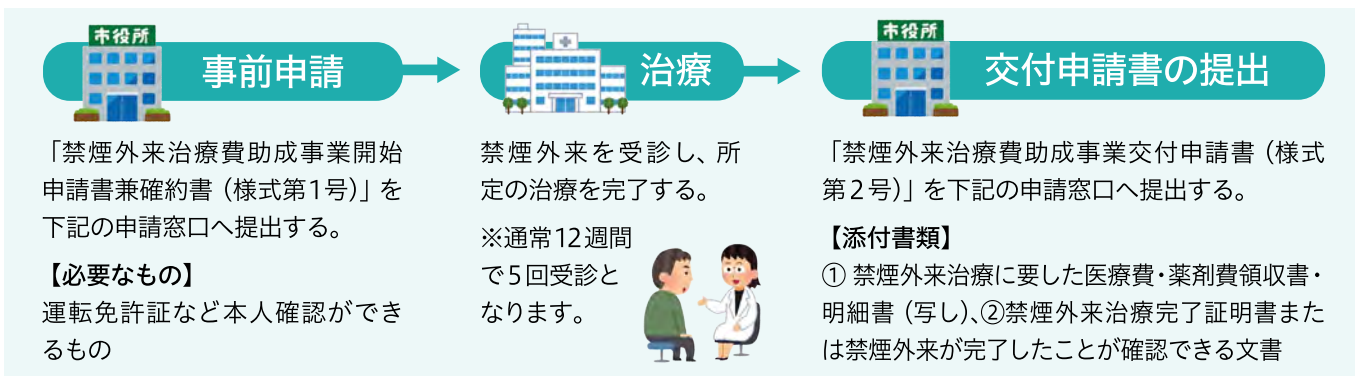
【問合せ】 市民課 環境衛生係 ☎44-1111 (内線1225)

## TOPICS 08

## 禁煙外来治療費を助成します

市では、喫煙や受動喫煙による健康被害を減らすため、公的医療保険が適用される禁煙外来治療にチャレンジする市民の方へ、費用の一部を助成します。

●助成までの流れ ※様式は市ホームページからダウンロードできます。



## ▶対象者 &lt;次の要件を全て満たしている方&gt;

- ・治療開始前に子育て健康課に「事前申請」を行い、確認事項に同意しており、公的医療保険が適用される所定の治療過程を完了した方。
- ・事前申請日と助成申請時に市内に住所を有する、満20歳以上の方。
- ・過去に平川市の禁煙外来治療費助成を受けたことがない方。

## ▶助成金額（1人1回のみ）

- ・禁煙外来治療に要した費用（自己負担額。薬剤費を含む）の2分の1（上限1万円）  
※100円未満は切り捨て。
- ・途中で治療を中止した場合、助成金は交付されません。

## ▶事前申請

- ・禁煙外来を受診する予定の病院へ、治療が保険適用となるか確認のうえ、事前申請をしてください。

【事前申請受付期限】 12月28日(火)

## ▶交付申請書の提出

- ・助成を受ける方は、令和4年3月までに禁煙外来治療を終え、申請をしてください。
- ・助成金の交付の申請は事前申請日から6ヶ月以内に完了する必要があります。

【助成申請期限】治療完了翌月末 ※3月中に完了した場合は3月末。

## ▶申請窓口

子育て健康課 健康推進係（健康センター内）  
尾上総合支所 市民生活課  
碓ヶ関総合支所 市民生活課



[問合せ] 子育て健康課 健康推進係 ☎44-1111（内線1140）

Fire  
fighting  
news

## 消防 NEWS.

## ■危険物取扱者試験

- ▶日時／6月5日(土)・12日(土)
- ▶場所／弘前東高等学校（弘前市川先4-4-1）
- ▶種類／甲種（受験資格必要）／乙種（第1類～6類）／丙種
- ▶受験料／甲種=6,600円／乙種=4,600円／丙種=3,700円
- ▶受付期間／4月19日(月)～5月10日(月)
- 【電子申請／4月16日(金)～5月7日(金)】
- ▶受験願書配付先／弘前消防本部予防課、消防署・分署

※インターネットによる電子申請は、（一財）消防試験研究センターホームページ（<https://www.shoubo-shiken.or.jp>）からお願いします。

## ■事前講習会

- ▶日時／5月20日(木)・21日(金)、9:30～16:30（2日間）
- ▶場所／宮川交流センター内研修室（弘前市大字堅田2-2-6）
- ▶対象者／乙種第4類の受験者のうち受講を希望する方
- ▶受講料・テキスト代／受講料は4,500円（弘前地区消防防災協会加入事業所は2,000円）、テキスト代は1,800円（テキストのみの購入は不可）
- ※受講料などは講習会1日目に会場にて徴収。
- ▶受講受付期限／4月25日(日)



※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、安全確保の観点から中止する可能性があります。

[申込み] 弘前消防本部予防課（平日8:30～17:00）または弘前地区消防事務組合管内の消防署、分署（8:30～17:00）  
[問合せ] 弘前消防本部予防課 ☎32-5104